

令和6年5月17日

公 告

陸上自衛隊旭川駐屯地
業務隊長 杵 淵 賢

令和6年8月に旭川駐屯地内において実施予定の特産品物産展における展示即売店の出店希望業者について、次のとおり募集するので関係事項を承知の上、申し込まれたい。

1 公募に付する事項

(1) 業務件名

旭川市及び道北地区の地域特産品の販売店とする。

(2) 出店業者数

南北厚生センター内各3店舗を基準とする。応募業者数が基準を超える場合には、書類提出の先着順とする。

(3) 業務期間（国有財産使用許可期間）

令和6年8月6日（火）及び7日（水）

※ 官側の都合により、中止もしくは規模縮小により展示即売店出店を取り止める場合がある。

(4) 募集要領及び仕様書

ア 旭川駐屯地業務隊厚生科にて配布

イ 旭川駐屯地ホームページに掲載

令和6年5月21日（火）から同年5月28日（火）まで

(5) 設置施設の所在地及び名称

北海道旭川市春光町国有無番地

陸上自衛隊旭川駐屯地 南北厚生センター内

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有している者。

(2) 営業に必要な許可証等を保有している又は取得できること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(5) 第3項「募集要領・仕様書説明会」で配布する仕様書の全記載事項を遵守できること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 問い合わせ先

〒070-8630

北海道旭川市春光町国有無番地

陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊厚生科 工藤、小林

電話 0166-51-6111 (内線2355)

FAX 0166-52-2415